

## 計画 14 農の活きるまち練馬

### < 5 年 後 の 目 標 >

- 1 練馬の魅力・都市農業の振興
- 2 多面的機能をもつ都市農地の保全

### 5 か 年 の 取 組

身近なところで生産される安全で新鮮な練馬の農産物の魅力をさらに高め、意欲ある農業経営を支援するとともに、多面的機能をもつ都市農地の保全に向けた取組を進めます。

#### 1 意欲的な都市型農業経営の支援

- (1) ブルーベリー・ブドウ・カキ・クリなど、季節の味覚を楽しめる多様な果樹の直売や摘み取り等を行う「練馬果樹あるファーム」事業を支援します。
- (2) 「練馬区農の学校」を運営し、小規模農家や高齢化の進む農家等が都市農業の魅力を発揮できるよう、支え手の育成や活用の促進に取り組みます。

#### 2 練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信

- (1) 練馬産農産物のブランド名を決定・周知し、その魅力を発信します。
- (2) 農業・商業等が連携した即売会「ねりマルシェ」や、駅等での農産物の直売イベントを実施します。

#### 3 都市農地の保全に向けた取組の推進

- (1) 生産緑地(※1)指定の下限面積(500m<sup>2</sup>)の廃止、相続税納税猶予制度の適用要件の拡大等、都市農地の保全に向けた規制緩和が可能となるよう、特区制度の活用等を含めた取組を進めます。
- (2) 都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、積極的に他の自治体と連携し、引き続き都市農地の保全に向けた制度改正を国に働きかけます。
- (3) 農の風景育成地区制度(※2)を活用し、農地や屋敷林のある風景を保全します。
- (4) 練馬の伝統野菜「練馬大根」の小学生向け資料の作成と食育への活用や、農地の防災上の役割の積極的発信などにより、都市農業・農地に対する理解をさらに広げます。



ブルーベリー観光農園

- ① 区内には230.4haの農地があり、区部では1番目、都内でも4番目の規模です。しかし、面積要件等により生産緑地に指定できない狭小な農地が宅地並みに課税されることや、相続時の高額な税負担等により農地面積の減少が続いており、過去10年で75.7haも減少しました。このため、原因のひとつである法制度等の見直しに向けた取組を強化していく必要があります。
- ② 区内には480戸1,014名の農業者がいます。しかし、61歳以上の農業者が全体の6割弱を占め、後継者がいる農家も全体の5割弱であり、農業者は年々減少しています。都市農業を振興するために、意欲的な農業者が行う規模の拡大や都市農業の魅力を活かした多様な取組を支援する必要があります。あわせて、農業者の「支え手」を育成し、小規模農家や高齢化等により労働力が低下している農家等を支援する必要があります。
- ③ 農地・農業は、防災や教育等の多面的機能を有する社会資本です。その機能を有効に発揮するための取組を行う必要があります。
- ④ 多くの区民が農とのふれあいに関心を持つ一方で、農業体験をしたことがある区民は4割程度にとどまっています。農とのふれあいを希望する区民に対し、都市農業の魅力を活かした情報発信や農とふれあうことができる機会を充実する必要があります。

※1 生産緑地… 都市における良好な生活環境の保全や災害の防止、将来の公共施設用地の確保等を目的として、市街化区域内の農地を対象に指定される地区。この地区指定により、その農地は営農義務が生じますが、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

※2 農の風景育成地区制度… 減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐことを目的として東京都が創設した制度。農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、都は区市町と協力して、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用することとしています。